

城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務 実施要領

1. 業務目的

本業務は、木津川市山城町上狛地内で予定している「にぎわい拠点整備」に関し、官民連携による地域活性化のための基盤整備を推進するため、基本構想の策定等に必要な調査、施設の整備・管理運営手法に関する調査（PPP/PFI 導入可能性検討調査）及び概略設計等を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務の名称	城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務
(2) 業務番号	4-建委-1
(3) 履行場所	京都府木津川市山城町上狛 地内
(4) 履行期間	契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで
(5) 業務内容	別紙「特記仕様書（案）」に記載のとおり

3. 見積上限額	20,000,000円（税込）
----------	-----------------

4. 参加する者に必要な資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならぬ。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がされていないもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号の規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行なっていない者であること。
- (5) 本プロポーザルの参加申し込み期限の最終日から優先交渉権者選定結果の通知の日までの期間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）に基づく指名停止中の者ではないこと。

- (6) 木津川市において平成4年度測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加有資格者で、土木関係コンサルタント業務の「道路」及び「都市計画及び地方計画」を希望している者であること。
- (7) 情報セキュリティマネジメント（ISMS）の認証又はプライバシーマーク（Pマーク）の付与を受けている者であること。
- (8) 平成24年度以降公告日までにおいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務概要と同種の業務について、元請けとしての実績（完了しているものに限る。）を有している者であること。なお、同種の業務とは、道路休憩施設（道の駅、サービスエリア、パーキングエリア等）において、以下の内容のいずれかを実施した業務のことをいう。
- ・PPP又はPFIの導入可能性調査検討業務
 - ・官民連携手法を活用した事業スキームの検討又は事業化の検討業務
 - ・官民連携手法の内容を含む基本構想又は基本計画の策定業務
- (9) 配置予定技術者の要件については特記仕様書（案）に定めるとおりとする。

5. スケジュール

実施要領等の公表	令和4年5月11日（水）
実施要領等に関する質問受付期間	令和4年5月11日（水）～5月20日（金）
実施要領等に関する質問に対する回答	令和4年5月27日（金）
参加意向表明書類の受付期間	令和4年5月30日（月）～6月3日（金）
（一次審査） 参加意向表明書類の審査及び企画提案書の提出依頼	令和4年6月8日（水）
企画提案書の提出期限	令和4年6月17日（金）
（二次審査） 企画提案書の審査 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和4年6月22日（水）予定
審査結果の通知及び公表	令和4年6月下旬
契約締結（予定）	令和4年7月上旬

6. 質問及び回答

本実施要領及び特記仕様書（案）（以下「本実施要領等」という。）に関する質問は、以下のとおりとする。

（1）提出書類

質問書（様式第1号）

（2）提出期限

令和4年5月20日（金）午後5時まで

（3）提出方法

電子メールとする。（ただし、送信後に電話にて受信確認すること。）

なお、口頭、電話、FAX等による質問は受け付けない。

E-mail : machizukuri@city.kizugawa.lg.jp

TEL : 0774-75-1225（直通） 0774-72-0501（代表）

（4）回答予定日

令和4年5月27日（金）

木津川市ホームページに質問・回答内容を掲載するものとし、口答による個別対応は一切行わない。なお、回答は本実施要領等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

7. 参加意向表明書類の提出

参加を希望する者は、以下のとおり参加申込等の書類を提出すること。

（1）提出書類

①参加意向申出書（様式第2号）

②業務実績調書（様式第3号）

③配置予定技術者調書（様式第4-1～3号）

（2）提出期間

令和4年5月30日（月）～令和4年6月3日（金）

（3）提出部数

1部

（4）提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能とする。なお、持参の場合は、午前9時から午後5時までとする。（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（5）提出先

木津川市建設部建設課まちづくり事業推進室

住所：〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

8. 参加意向申出書提出後の辞退

参加意向申出書の提出後、参加を途中で取りやめる場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出するものとする。なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

9. 二次審査への参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

二次審査への参加資格がないと通知された者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵便又は電子メールによるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理後速やかに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

10. 企画提案書等の提出

企画提案書提出依頼を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の書類を提出すること。

（1）提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②見積書（様式第6号）
- ③内訳書（任意様式）

（2）作成上の留意点

- ①企画提案書は、A4タテ又はヨコ、両面印刷、二穴穿孔のファイル綴じにするものとする。
- ②企画提案書は、表紙、目次を除き両面印刷5枚以内で簡潔に記載すること。
- ③文字の大きさは10ポイント以上とする。なお、図表等はこの限りではない。
- ④使用言語は日本語とする。
- ⑤企画提案書の表紙に、提案書に関する連絡先として、会社名、所属部署、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
- ⑥見積書は税込み価格で記載すること。
- ⑦内訳書は、任意様式とするが、参考資料「積算参考資料」に記載する項目と一致させること。ただし、追加提案をする項目がある場合は、追加提案項目であることを内訳書に明記すること。なお、見積上限額に示す金額の範囲内で作成すること。

（3）企画提案書の記載事項

- ①実施方針等

業務内容、実施体制及び工程計画について記載すること。

②特定テーマ 1

施設テーマ（コンセプト）の設定、コンテンツ・導入機能の検討に向けた基礎調査及びアンケート・ヒアリング調査における調査内容、調査対象及び実施方法についての提案について記載すること。

③特定テーマ 2

PPP/PFI 導入可能性検討に向けた民間事業者の意向調査における調査内容、調査対象及び実施方法についての提案について記載すること。

④その他

本業務において、より事業の実現性を高めるため、上記②、③の特定テーマを補完する実施内容の提案について記載すること。ただし、追加提案をする項目がある場合は、別途提出する内訳書に追加提案項目であることを明記すること。なお、見積上限額に示す金額の範囲内で実施できるものとするこ

と。

(4) 提出期限

令和4年6月17日（金）午後5時必着

(5) 提出部数

企画提案書は、正本1部、副本1部

(6) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能とする。なお、持参の場合は、午前9時から午後5時までとする。（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(7) 提出先

木津川市建設部建設課まちづくり事業推進室

住所：〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

(8) 無効となる企画提案書

企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は無効とする。

①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

②本実施要領で指定する様式、記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④虚偽の内容が記載されているもの。

⑤同一法人から2件以上の提案をするもの。

1.1. 受注候補者の選定等

(1) 審査方法

審査は、城陽井手木津川市バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行い、別紙1「審査基準」に基づく評価事項により優先交渉権者及び次順位交渉権者を選定する。

なお、二次審査において参加者名は伏せて審査を行うものとする。

①一次審査

委員会は、提出された参加意向表明書類の審査を行い、当該参加者の一次評価点を決定するとともに、企画提案書の提出を依頼する相手先を3から5者程度選定する。

②二次審査

委員会は、企画提案書提出依頼を受けた参加者による、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、各委員が、参加者ごとに審査を行い、採点するものとする。その上で、各委員の採点の平均点を当該参加者の二次評価点として決定する。

（2）選定・決定

一次審査及び二次審査における評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次順位交渉権者として選定し、最終決定は委員会からの選定結果を受けて、市長が行う。なお、評価点の最も高い者が複数の場合は、見積金額が最も安価な者を優先交渉権者、次に安価な者を次順位交渉権者としてそれぞれ選定する。

ただし、評価が一定水準（合計点数が60パーセント以上）に達しない場合は、優先交渉権者の選定は行わないものとする。

また、参加者が1者の場合については、同水準を満たした場合に限り、その者を優先交渉権者として選定する。

（3）結果

選定結果は、企画提案書提出者全員に書面で通知するとともに、別紙2「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準について（平成29年8月16日付け木津川市総務部長通知）」に基づき、木津川市ホームページに掲載する。

なお、審査の経緯、結果に関する質問や異議申し立てについては、一切受け付けないものとする。

（4）参加費用等

参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。選定・決定されなかったことによる損害も同様とする。

1.2. 契約の締結

優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、契約を締結する。

なお、次のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合は、次順位交渉権者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本実施要領4に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉権者が契約締結を辞退したとき。
- (3) 参加申込書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1 3. 業務委託料の支払い

- (1) 本業務において前金払及び部分払は行わない。
- (2) 契約締結後、受注者は本業務を実施し、業務完了後、検査に合格した上で業務委託料を請求するものとする。

1 4. 欠格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき又は満たさなくなったとき。
- (2) 公告、本実施要領等に示された条件に違反したとき。
- (3) 見積書記載金額が見積上限額を超えているとき。
- (4) 参加意向表明書類、企画提案書等に虚偽の記載があったとき。
- (5) 提出期限内に提出書類等が提出されなかったとき。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席したとき。

1 5. その他

- (1) 共同企業体による参加は受け付けない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 参加者が提出できる企画提案書は、1者につき1提案に限る。
- (4) 提出書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、発注者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (5) 参加意向表明書類、企画提案書等を提出した後、発注者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類について、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (7) 提出書類の返却は行わない。また、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (8) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参

加者が負うものとする。

- (10) 提出書類について、情報公開請求があたつときは、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）及び「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準について（平成29年8月16日付け木津川市総務部長通知）」に基づき開示するので、承知の上参加すること。
- (11) 契約の履行にあたっては、労働関係法令等を遵守すること。
- (12) 本手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (13) 参加者は、参加意向表明書類の提出をもって、本実施要領等の内容に同意したものとみなす。